

# 選挙公報掲載申請についての注意事項



東川町選挙管理委員会

## 1. 掲載文の申請について

(1) 掲載文の掲載申請は、必ず2月22日（午後5時まで）に町選挙管理委員会に提出してください。この日時経過後においては、申請があっても受理できません。

(2) 掲載文の掲載申請は、候補者又は代理人のかたが、次の書類を添えて申請してください。

(3) 提出書類

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ①選挙公報掲載申請書 | 1通                    |
| ②選挙公報掲載原稿  | 2通（正・副）               |
| ③写真        | 2枚 ※選挙公報掲載原稿には貼らないこと。 |

## 2. 掲載文の記載について

掲載文は、町選挙管理委員会が交付した原稿用紙に、候補者の氏名、経歴のほか政見等を記載してください。

(1) 掲載文は、提出された原稿を写真製版によって黒色で印刷します。

(2) 掲載文は、原稿用紙の枠内に黒色ではっきり書いてください。

仕上げを美しくするには、きれいな原稿を作ることが大切です。

又、原稿用紙の枠内いっぱいに記載することは自由ですが、上下左右に少しあきをとっていただくと見やすくなります。

(注) 記載用具は、活字、写植文字、ペン字又は毛筆を用いて、必ず黒色で記載してください（混用はしないでください）。鉛筆、クレヨンは使用できません。

(3) 原稿用紙は4枚交付しますが、提出は2枚（同文のもの）で正・副を提出してください。原稿用紙の原稿記入部分の大きさは、町長選挙用が縦21.5cm×横19cmで町議会議員選挙用が縦16cm×横19cmです。

正本は、東川町選挙管理委員会の交付した原稿用紙以外は使用できませんので注意してください（正本はコピーした原稿用紙は不可、副本はコピー可）。

(4) 文字の字体については、制限はありませんが、記載欄の枠外に書かれた文字等は掲載されませんから、注意してください。

(5) 選挙公報に掲載される候補者名は、原則として戸籍上の氏名です。

ただし、公職選挙法施行令第88条第8項の規定による選挙長の認定を受けた通称名がある場合は、通称名とします。

- (6)掲載文には、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、特定の商品の広告、営業に関する宣伝をするなど、選挙公報としての品位をそこなう事項を記載してはなりません。
- (7)使用できる文字等  
通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及び外国文字その他の文字並びに句読点、かぎ、括弧、記号、符号、線及び傍点圏点並びに図、イラストレーション及びこれらの類。
- (8)原稿用紙の青色の点線部分は写真に写りません。氏名等を記載する場合の目安にするものです。
- (9)原稿用紙は、汚さないようにしてください。(指紋等の付着にも注意)  
又、原稿用紙には絶対折目やしみをつけないようにして、紙袋等に入れて提出してください。これらは、すべて写真製版したとき、汚れとして出ますので、十分注意する必要があります。
- (10)原稿の内容は、正・副同じものとしてください。  
内容の字体等に相違がありますと、事務処理上支障をきたしますので、特に一字一字注意してください。  
なお、原稿は基本的に正のもので印刷します。ただし、正のものが汚れ等で印刷に不適の場合などは、副のもので印刷する場合があります。  
正・副の内容に相違があっても、その責任は負いませんので注意してください。
- (11)提出された原稿は、修正(撤回)の場合のほかはお返しいたしません。

### **3. 候補者の写真について**

- (1)3か月以内に撮影したもの。
- (2)候補者のみの無帽、正面向き、上部3分の1身(ワイシャツの第2ボタンより上)を写した縦4.5cm、横3.5cmのもの(白黒写真に限る)。
- (3)バックは白無地。
- (4)枚数は2枚(同一原版に限る)で、掲載文原稿用紙には、貼りつけないでください。
- (5)裏面に氏名を掲載してください。

#### **4. 掲載文の修正について**

(1)すでに提出された掲載文を修正（撤回）しようとするときは、申請期限内（2月22日の午後5時まで）に、町選挙管理委員会に修正（撤回）の申請をしなければなりません。

この日時経過後には、修正（撤回）の申請があっても受理できません。

(2)掲載文の修正（撤回）の申請は、必ず候補者又はその代理人のかたが次の書類を添えてしてください。

(3)提出書類

①選挙公報掲載文修正（撤回）申請書 1通

②選挙公報掲載原稿（修正したもの） 2通（正・副）

#### **5. 掲載順序のくじ**

選挙公報の掲載順序を定めるくじは、2月22日の午後5時40分から、東川町役場3階委員会室で東川町選挙管理委員会が行います。

くじを引く順番は、掲載申請書を提出した順（立候補届出順）に行います。

候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます。

第1号様式（第2条関係）

令和 5年 2月 22日

東川町選挙管理委員会委員長 西川宗孝様

（候補者）

住 所 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

氏 名 当 選 大 吉 印

連絡先住所 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

TEL (0166) 82 - 0000

## 選挙公報掲載申請書

東川町選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、令和5年2月28日執行の東川町長選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 掲載文 別紙のとおり（2通）
2. 写 真 別紙のとおり（2枚）

※注意※

- ・正副2部提出。正本と副本の内容は全く同じにすること。
- ・正本は配布した原稿用紙以外は使用不可。
- ・副本は正本のコピーでも可。

第2号様式（第3条関係）町議会議員選挙用

書類番号 7-9

選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	当選 大吉
連絡場所	東川町東町1丁目16番1号 Tel (0166) 82 - 0000

<p>掲載文を記載するエリア</p>	<p>写 真 ※写真はここに貼らずに別途提出 (裏面に氏名を記入)</p>
	<p>候補者氏名等を 記載するエリア</p>

※受付日時	※受付番号	※受付者印
年 月 日 時 分		
※立候補届出番号	※選挙公報掲載順序番号	

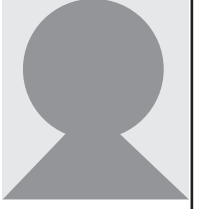
(※印欄は記載しないこと。)

# 東川町議会議員選挙

# 選挙公報

東川町選挙管理委員会

## 若さでダッシュ・ 未来にアタック！！



### 佐藤

〇〇〇〇

〇〇才

命と暮らしを最優先  
にした市政を目指し  
ます。

住民や子供たちの未来に不安を残す、  
産廃施設建設に反対します。

公正・透明な市政を  
めざします。

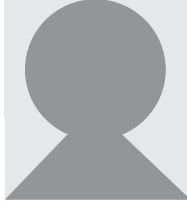
談合などの不正を無くし、公正・透明  
なガラス張りの市政をめざします。

バリアフリー社会の  
実現をめざします。

全ての人が、安心して暮らせる町づく  
りをめざします。



〇〇〇〇 岩沢池の平出身  
■ 県立〇〇高校卒業  
■ 日本大学経済学部卒業



〇〇〇 柴子

昭和〇〇年九月二十日生

〇〇〇大字川井

「私の政治信条」  
公正と正義を何よりも重んずる市政  
を築き上げるため、庶民の奮起を促  
す。珍石、砂の水となること。

助け合い励まし合う精神が満ちあふ  
れる地域社会づくりに、邁進するこ  
と。

女性の生活に根ざした自由な発言が  
尊重される市政と地域社会の実現を  
目指すこと。

清潔さに徹した選挙運動・政治活動  
を要すこと。

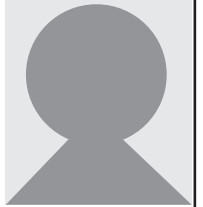
私の今度の正候補によ、て私と同じ、名もなき庶民  
名もなき主婦が、市政に関心を寄せ、市議会や審議  
活動に監視の目を光らせ、そして、発言するようにな  
ればと切に期待しているところだ。  
それには、女性の理解が不可欠です。  
ここに生まれてよか、た、ここで育つてよか、た  
ここに任んでよか、た、と心から実感できる小中  
高にするために発言し、勇気をもって行動し、汗を  
ながかします。

# 2

# 1



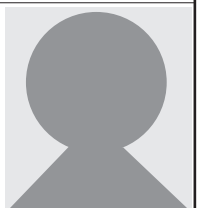
# 4



# 3



# 6



# 5

※この選挙公報は、候補者から提出のあった掲載文を写真製版によって印刷したものです。